

7

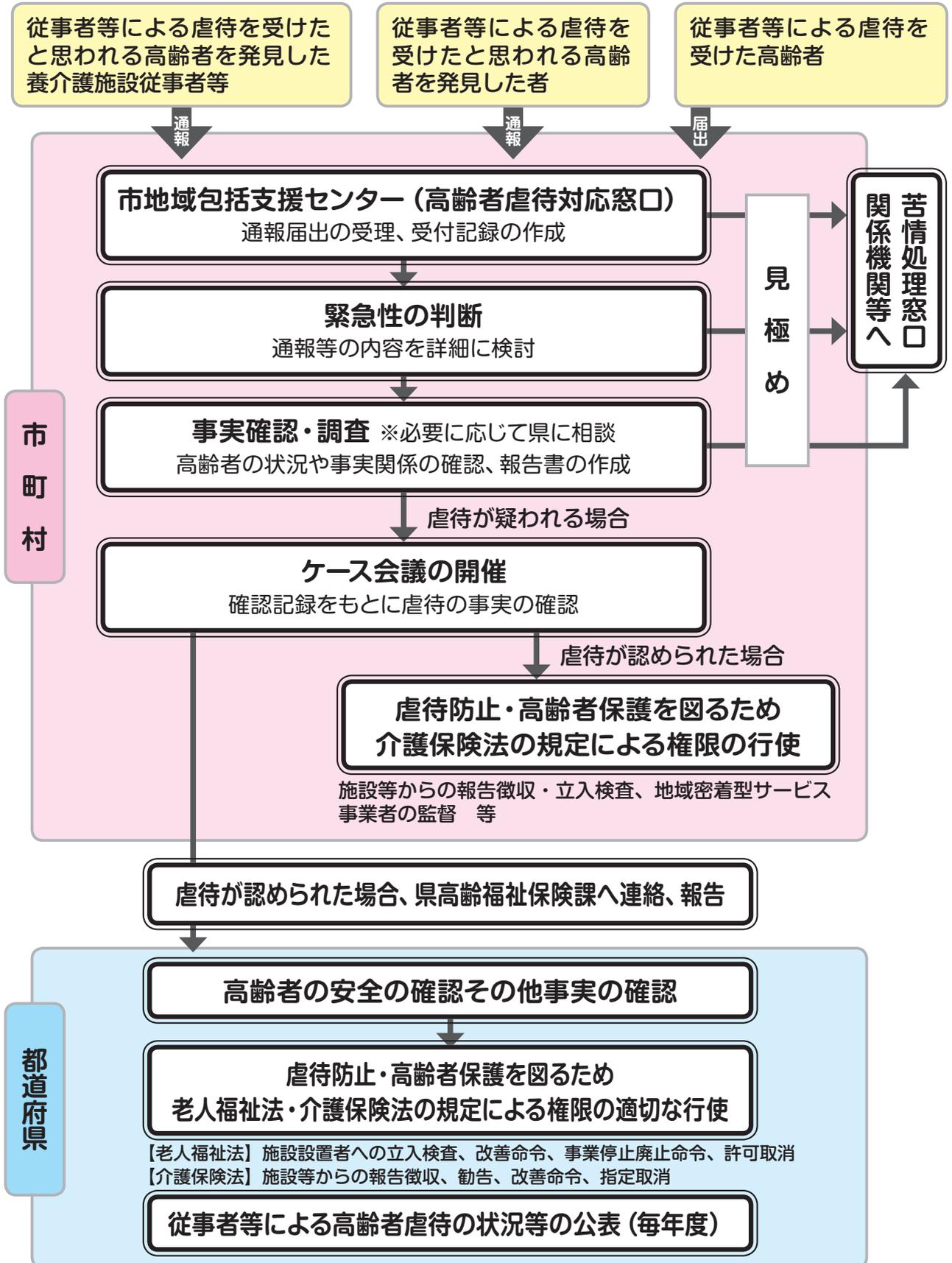
養介護施設従事者等による 高齢者虐待

法では、高齢者の福祉・介護サービス業務に従事する者（養介護施設従事者等）による高齢者虐待の防止についても規定されています（法第2条、第20～26条）。

法に規定されている「養介護施設従事者等」の範囲はP1に示すとおりです。
虐待への対応にあたっての施設従事者等及び市の役割は以下のとおりです。

関係者	役割
施設設置者・事業者	【法第20条】 ・従事者等への研修の実施 ・苦情処理体制の整備 ・その他高齢者虐待防止のための措置
養介護施設従事者等	【法第21条】 ・虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、市町村への速やかな通報（義務）
養介護施設従事者以外の者	【法第21条】 ・虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、市町村への速やかな通報 ①高齢者の生命または身体に重要な危険が生じている場合（義務） ②①以外の場合（努力義務）
市	【法第21条】 ・第18条に規定する対応部局・窓口の周知 【法第22条】 ・通報事項の県への報告 【法第24条】 ・老人福祉法または介護保険法による権限の適切な行使

養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応システム



通報等による不利益取扱いの禁止

法第21条第6項では、「刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならない」（養介護者による高齢者虐待についても同様）とあり、法第21条第7項では、「養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従事者等は通報等をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない」と規定されています。

事実の確認・県への報告

事実確認の調査は、通報等がなされた養介護施設従事者等の勤務する養介護施設・養介護事業所及び、虐待を受けたと思われる高齢者に対して実施します。

通報が明らかな虚偽であると判断される場合を除き、正確に事実確認を行い、事案の実態や背景を慎重に見極めます。

こうした事実確認等は、通報等を受けた場合に市町村が当然行うべき責務として行われるものであり、基本的には、介護保険法に規定する市町村長による調査権限（P32参照）に基づくものというよりも、まず当該施設・事業所の任意の協力のもとに行われるものです。

なお、養介護施設等において第三者性を担保したオンブズマン制度や虐待防止委員会等の組織が整備されている場合には、市による事実確認調査とあわせ、これら第三者性を担保した組織が事実確認を行うことにより、当該施設の運営改善に向けた取組が機能しやすくなると考えられます。

市が行う事実確認により、養介護施設従事者等による高齢者虐待が確認された場合、市から県に報告します。寄せられる情報には、苦情や過失による事故等、虐待以外の事例も含まれる場合もあるので、県への報告は、養介護施設従事者等による高齢者虐待が確認できた事例のみとし、毎月定期的に報告することを基本とします。しかし、養介護施設・養介護事業所が調査に協力しない場合や悪質なケース等、迅速な権限発動が必要と考えられる場合には、市は随時県に報告します。

■都道府県に報告すべき事項（厚生労働省令で規定）

- ①虐待の事実が認められた養介護施設・養介護事業者の情報（名称、所在地、サービス種別）
- ②虐待を受けた高齢者の状況（性別、年齢、要介護度その他の心身の状況）
- ③確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ④虐待を行った養介護施設等従事者の氏名、生年月日及び職種
- ⑤市町村が行った対応
- ⑥虐待を行った施設・事業所において改善措置が行われている場合にはその内容

身体拘束に対する考え方

平成12年の介護保険制度の施行時から、介護保険施設等において、高齢者をベッドや車いすに縛り付ける等身体を奪う身体拘束は、介護保険施設の運営基準において、サービスの提供にあたっては、入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」身体拘束を行ってはならないとされており、原則として禁止されています。

身体拘束は、医療や介護の現場では援助技術のひとつとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯があります。しかし、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力低下等高齢者の身体的機能をも奪ってしまう危険性があります。

高齢者が、不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、身体拘束は原則としてすべて高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

身体拘束については、運営基準に則って運用することが基本となります。

【身体拘束の具体例】

- 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

7 養介護施設従事者等による高齢者虐待

ただし、高齢者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合等、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議編）において「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。

【緊急やむを得ない場合の3要件】（すべて満たすことが必要）

- 切迫性：利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- 非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性：身体拘束は一時的なものであること

※留意事項

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要です。
- ・身体拘束の内容、目的、時間、期間等を高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要です。
- ・介護保険サービス提供者には、身体拘束に関する記録の作成が義務づけられています。

養介護施設従事者等による高齢者虐待

■管理職・職員の研修、資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、養介護施設・養介護事業所において、定期的にケアの技術向上や高齢者虐待に関する研修等を実施し、職員の意識を高めることが重要です。また、実際にケアにあたる職員のみでなく、管理職等を含めた事業所全体での取り組みが重要です。

■個別ケアの推進

養介護施設には数多くの高齢者が生活しているため、業務をこなすためには流れ作業的なケアを実施せざるを得ない状況があり、このような中で、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生していると考えられます。

養介護施設には、入所している高齢者が尊厳を保ち自分らしく生活できる環境をつくることが求められており、高齢者一人ひとりに対して個別的なケアを実践することが重要です。

■情報公開

養介護施設は、外部からの目が届きにくい面がありますが、地域の住民やボランティア等多くの方が施設に関わることは職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。

また、サービス評価（自己評価、第三者評価等）の導入も積極的に検討することが大切です。

■苦情処理体制

法では、養介護施設・養介護事業所に対してサービスを利用している高齢者やその家族からの苦情を処理する体制を整備することが規定されています（法第20条）。

養介護施設・養介護事業所においては、苦情相談窓口を設置する等苦情処理のために必要な措置を講ずべきことが運営基準等に規定されており、各施設・事業所での対応が図られていますが、サービスの質を向上させるため、利用者等に相談窓口の周知を図り、苦情処理の取組を効果的なものとしていくことが求められています。

老人福祉法・介護保険法による権限規定

■文書の提出等

介護保険法	第23条	市町村長	居宅サービス等を行う者に対する文書その他の物件の提出・提示、当該職員への質問・照会
	第24条	都道府県知事	居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対する、その行った居宅サービス等に関しての報告、当該居宅サービス等の提供記録、帳簿書類その他の物件の提示、当該職員への質問

■報告徴収・立入検査等

老人福祉法	第18条	都道府県知事	老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの施設長等に対する報告徴収・立入検査等
	第29条第7項	都道府県知事	有料老人ホーム設置者等に対する報告徴収・立入検査等

介護保険法	第76条	都道府県知事 市町村長	指定居宅サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入検査等
	第78条の7	市町村長	指定地域密着型サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入検査等
	第83条	都道府県知事 市町村長	指定居宅介護支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入検査等
	第90条	都道府県知事 市町村長	指定介護老人福祉施設開設者等（施設の長、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入検査等
	第100条	都道府県知事 市町村長	介護老人保健施設の開設者等に対する報告徴収・立入検査等
	第115条の7	都道府県知事 市町村長	指定介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入検査等
	第115条の17	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入検査等
	第115条の27	市町村長	指定介護予防支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入検査等

■勧告・公表・改善命令

老人福祉法	第18条の2第1項	都道府県知事	認知症対応型老人共同生活援助事業者に対する改善命令
	第29条第11項	都道府県知事	有料老人ホーム設置者に対する改善命令

介護保険法	第76条の2	都道府県知事	指定居宅サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第78条の9	市町村長	指定地域密着型サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第83条の2	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第91条の2	都道府県知事	指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第103条	都道府県知事	介護老人保健施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第115条の8	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第115条の18	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第115条の28	市町村長	指定介護予防支援事業者に対する勧告・公表・措置命令

■指定取消・指定の効力停止

老人福祉法	第18条の2 第2項	都道府県知事	老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者に対する事業制限・停止命令
	第19条	都道府県知事	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム設置者に対する事業停止命令・廃止命令・認可取消

介護保険法	第77条	都道府県知事	指定居宅サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第78条の10	市町村長	指定地域密着型サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第84条	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者の指定取消・指定の効力停止
	第92条	都道府県知事	指定介護老人福祉施設の指定取消・指定の効力停止
	第104条	都道府県知事	介護老人保健施設の許可取消・許可の効力停止
	第115条の9	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第115条の19	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第115条の29	市町村長	指定介護予防支援事業者の指定取消・指定の効力停止